

主張

新聞全教

解説

8月の人事院勧告に向け、たとりくみの最大のテーマは、官民比較方法の見直し問題です。

公務労組連絡会・全教は、人事院あての「賃下げとなる『官民比較方法の見直し』に反対する署名」に全力を上げています。

人事院は、私たちの反対

を押し切って今年の民間給与実態調査において、50人以上の小規模企業を調査対象としました。現行の100人以上規模を50人以上規模に引き下げると、給与水準が1・4%程度引き下げ

では、民間の全従業員の約55%しかカバーしてない(50人以上のカバー率は65%)、「小規模企業も含めた民間賃金を反映すべき」などの意見を受けて人事院は、比較方法の見直しを行

民間の春闘結果は予想以上に厳しく、公務の昇給制度などを考慮に入れると、今年もマイナス勧告となる危険性があります。「給与構造の見直し」に伴う「現給保障」は、「下りのエ

賃金引き下げとなる 官民比較方法見直し

られるのではないかと見込まれます。見直しは、総人件費の大幅削減をねらう政府・経済財政諮問会議の要請に沿った動きであることは明らかです。

「企業規模100人以上

いましたが、調査結果を踏まえ、実地調査による正確性の維持、公務採用者の民間企業との競合状況などからみて適切であったか、慎重に検証する必要があります。

ベーターが停止している」状態で、マイナス勧告の影響を受けることが懸念されます。昨年の給与構造の改革に引き続き、合意もないまま調査を一方的に強行し、

さらに調査結果を勧告に反映することは中立機関たる人事院の行うべきことではありません。人事院が今なすべきことは、中立機関として定員削減と合理化が進められる中で厳しい労働を強いられている職員の処遇や労働条件の確保です。そのため、人事院あてに、次の内容で署名にとりくんでいきます。職場のすべての教職員に呼びかけ、署名を集めましょう。

比結と告 社、べ改を
の査と告 ののえす活告
満調いげと告まく生働
未のな下と勸ふ働のる
人業し賃い院をに者
100企映、な事響場働者
1. 対象を 含行人影務働の
較果もは 2. 会的職労につ
行 会公て 善行

(生権局長 新堰義昭)